

水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標）及び海業推進事業（漁港漁村環境整備目標及び海業推進目標）に係る事後評価について

令和4年3月29日付け3水港第3004号
水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知
最終改正令和8年4月7日付け7水港第2865号

浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標）及び海業推進事業（漁港漁村環境整備目標及び海業推進目標）の事後評価については、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるところによるほか、当該事業に係る取扱いについては、次の事項に御留意の上、実施されたい。

また、貴職管下の関係市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

第1 対象とする事業の範囲

対象とする事業は、次の事業とする。

- 1 運用通知別記7-1の第2の2の(1)のアの(ア)、2の(6)及び運用通知別記7-1の第2の3の事業(以下「資源増養殖目標」という。)
- 2 運用通知別記7-1の第3の2から4により実施する事業(以下「経営構造改善目標」という。)
- 3 運用通知別記7-1の第4の2から4により実施する事業(以下「加工流通構造改善目標」という。)
- 4 運用通知別記7-2の第1の2の(1)、(2)及び運用通知別記7-2の第1の3により実施する事業(以下「漁港漁村環境整備目標」という。)
- 5 運用通知別記7-2の第2の2の(1)、(2)及び運用通知別記7-2の第2の3により実施する事業(以下「海業推進目標」という。)

第2 事後評価の実施単位

事後評価の実施単位は、次のとおりとする。

ただし、事業効果を分離して取り扱うことが困難な複数の施設を整備する事業又は一体的に整備することによって一層効果が発現されると考えられる複数の施設を整備する事業については、それらの事業について一体的に評価を行うこととする。

- 1 資源増養殖目標にあつては、運用通知別記7-1の第2の2の(1)のアの(ア)に掲げる対象施設ごと
- 2 経営構造改善目標にあつては、運用通知別記7-1の第3の2の(1)のアに掲げる対象施設ごと
- 3 加工流通構造改善目標にあつては、運用通知別記7-1の第4の2の(1)のアに掲げる対象施設ごと
- 4 漁港漁村環境整備目標にあつては、運用通知別記7-2の第1の2の(1)に掲げる対象施設ごと
- 5 海業推進目標にあつては、運用通知別記7-2の第2の2の(1)に掲げる対象施設ごと

第3 事後評価の内容

交付金の交付を受けた都道府県(以下「都道府県」という。)は目標年度の翌年度の7月末日までに当該施設整備に伴って生じた便益(受益者が享受できる効果を貨幣換算したものをいう。以下同じ。)を明らかにし、1により評価を行うこと。

ただし、成果目標を資源増産量又は漁獲量としている場合は2により、それ以外の場合は3により評価してよい。

- 1 成果目標を施設整備後目標年度までの総便益額としている場合
 - (1) 施設整備後の便益及び維持管理経費について、可能な限り定量的に把握した上で、事業計画策定時に想定した便益に対する達成状況の検証を行う。
 - (2) 施設整備後、事業計画策定時に想定した便益以外の便益が認められる場合には、当該便益も含めて達成状況の検証を行う。この場合、当該便益が定量的に把握できるときは、施設整備後の便益の数値に加えることができるものとする。
 - (3) 事業計画策定時に想定した便益について、魚価の変動等により、そのままの数値を用いて達成状況の検証を行うことが不適切であると認められる場合には、その理由を明らかにした上で、成果目標の補正を行うことができるものとし、これ

に対する達成状況の検証を行う。

- 2 成果目標を資源増産量又は漁獲量としている場合
 - (1) 当該施設整備に伴って生じた資源増産量又は漁獲量を可能な限り定量的に把握した上で、達成状況の検証を行う。
 - (2) 施設整備後、事業計画策定時に想定した魚種以外の資源増産又は漁獲が認められる場合には、当該魚種の資源増産量や漁獲量も含めて達成状況の検証を行う。
- 3 成果目標を1又は2以外のものとしている場合
事業計画策定時に想定した効果（目標値）について、施設整備後の実績値を統計資料、アンケート調査等を通じて可能な限り定量的・客観的に把握した上で、達成状況の検証を行う。
- 4 交付等要綱第4の4-1の(14)のA及び第4の4-2の(13)のAの成果目標が達成されていない場合とは、成果目標の達成率が70%未満である場合とする。

第4 事後評価の実施体制

- 1 事業実施主体
事業実施主体は、施設整備後に発生した便益、維持管理経費等について定量的な把握に努め、都道府県が行う事後評価に協力しなければならない。
- 2 都道府県
都道府県は、交付等要綱第4の4-1の(13)のイ及び第4の4-2の(12)のイにより整備した体制の下、事業評価を行い、事後評価報告書として取りまとめ、水産庁に報告する。
- 3 水産庁
水産庁は報告のあった事後評価報告書について、次の点について検証を行い、不適切と認められるときには必要な修正を求めるものとする。
 - (1) 必要な情報が可能な範囲で収集・整理されているかどうか。
 - (2) 便益の算出方法等が妥当であるかどうか。
 - (3) 事業に対する総合的な事後評価が適切に行われているかどうか。
 - (4) 魚価の変動等により事業計画策定時に想定した成果目標の補正を行った場合、その理由が適正であるかどうか。また、補正を行った成果目標が適正であるかどうか。
 - (5) 成果目標が達成されていない場合に、やむを得ない事情があると認められるかどうか。

第5 成果目標が達成されていない場合の措置

- 1 交付等要綱第4の4-1の(14)のAの(ア)及び第4の4-2の(13)のAの(ア)に基づき都道府県が策定する改善計画の期間は3年度以内とし、都道府県は改善計画の内容につき水産庁と協議しなければならない。
- 2 交付等要綱第4の4-1の(14)のAの(イ)及び第4の4-2の(13)のAの(イ)のやむを得ない事情とは次の場合とし、これにより成果目標が達成されていない場合、都道府県は、成果目標の内容を見直した上で、3年度以内の期間の改善計画を策定し、水産庁に協議することができる。
 - (1) 水産資源の変動、災害等事業計画策定時には予期することができない自然現象

により大きな影響を受けた場合

(2) 魚価の落込み、漁業経営体の倒産、漁船事故等事業計画策定時には予期することができない社会経済情勢の変化により大きな影響を受けた場合

3 交付等要綱第4の4-1の(14)のアの(イ)及び第4の4-2の(13)のアの(イ)の配分額の減額等の措置とは、事後評価を行った年度の翌年度における都道府県に対する交付金額について、次のとおり減額措置を講ずることをいう。

(1) 交付金額の算定に当たって、次のア又はイのいずれか大きい数を交付率に乗ずるものとする。

ア $1 - A \times 0.02$ イ

$1 - A / B \times 0.1$

A：事後評価を行った年度において、評価対象となる事業のうち成果目標が達成されていない事業数

B：事業評価を行った年度において、当該都道府県において評価対象となる総事業数

(2) (1)の計算は、第1の1から3の事業ごとに区分して行うものとする。

(3) (1)の計算は、対象年度の配分対象の受益者と評価対象となる事業のうち成果目標が達成されていない事業の受益者の範囲が異なる等、適用することに合理性又は妥当性を欠くと判断される場合にあっては適用しない。

4 1又は2により改善計画を策定した都道府県は、当該改善計画の最終年度の翌年度に再度事後評価を行い、事後評価報告書を水産庁に提出する。

5 4において成果目標が達成されていない場合において、交付等要綱第4の4-1の(14)のアの(ウ)及び第4の4-2の(13)のアの(ウ)に定める合理的な理由があると認められるときは、都道府県は再度改善計画を策定することができる。

6 5により再度策定した改善計画の協議及び事後評価は、1、2及び4に準ずる。7 5により再度策定した改善計画の事後評価において、成果目標が達成されていない場合の措置は、交付等要綱第4の4-1の(14)及び第4の4-2の(13)に準ずる。

第6 結果の公表

都道府県は、事後評価の内容及び評価の結果等を公表することとする。

附 則（令和4年3月29日付け3水港第3004号）

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 次に掲げる通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、廃止前の旧通知の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る事業の実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び漁港機能高度化目標）に係る事後評価について（平成31年3月27日付け30水港第2651号増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）

附 則（令和7年3月31日付け6水港第2530号）

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和6年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月7日付け7水港第2865号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。